

○大府市小規模保育事業所運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項の規定による小規模保育事業を行う施設（以下「小規模保育事業所」という。）の適切な運営を図るため、予算の範囲内において交付する大府市小規模保育事業所運営費補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 補助金の交付の対象となる施設は、市内に設置された民間の小規模保育事業所とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする小規模保育事業所の代表者は、大府市小規模保育事業所運営費補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに、大府市小規模保育事業所運営費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、前条の規定により申請をした者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付を決定する場合において、必要に応じ、交付の決定の内容に条件を付することができる。

(変更交付の申請等)

第6条 補助金の交付の決定を受けた小規模保育事業所の代表者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更するときは、あらかじめ大府市小規模保育事業所運営費補助金変更交付申請書（第3号様式）を別に定める日までに市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、大府市小規模保育事業所運営費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知しなければならない。

(補助事業の廃止又は中止)

第7条 補助事業者は、補助事業を廃止し、又は中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止若しくは中止の承認を受けたとき（以下「完了等」という。）は、完了等の日から30日以内に、大府市小

規模保育事業所運営費補助金実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の時期）

第9条 補助金は、請求書が提出された後、交付する。

（帳簿等の保存）

第10条 補助事業者（補助事業に係る施設経営者を含む。）は、当該補助事業に関する帳簿等を整備し、完了等の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
延長保育事業	子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知別紙）に定める延長保育事業の実施に必要な経費	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙に定める延長保育事業に係る基準額と対象経費の実支出額を比較して低い方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか低い額
一時預かり事業	子ども・子育て支援交付金交付要綱に定める一時預かり事業の実施に必要な経費	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙に定める一時預かり事業に係る基準額と対象経費の実支出額を比較して低い方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか低い額

年 月 日

大府市小規模保育事業所運営費補助金交付申請書

大府市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

大府市小規模保育事業所運営費補助金交付要綱第4条の規定により、大府市小規模保育事業所運営費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1	交付申請金額	金	円
	内訳	延長保育事業	円
		一時預かり事業	円

2 添付書類

- (1) 延長保育事業等補助金所要額調書（別紙5）
- (2) 別紙5付表
- (3) その他参考となる書類

第2号様式（第5条関係）

大府市小規模保育事業所運営費補助金交付決定通知書

大府市指令 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者氏名

様

大府市長

補助金交付決定金額 金 円
内訳 延長保育事業 円
一時預かり事業 円

ただし、 年 月 日付けによる大府市小規模保育事業所運営費補助金の申請に対して、次の条件を付して補助金を交付する。

1 条件

- (1) 総事業費が、交付基準額を下回った場合には、返還を命ずることがある。
- (2) 補助事業に関する帳簿等を整備し、完了等の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (3) 本決定は概算額によるものとし、事業が確定した時点で再度決定する。

2 注意事項

- (1) 申請内容等を変更する場合は、変更交付申請書を提出すること。
- (2) 事業が完了したときは、速やかに大府市小規模保育事業所運営費補助金実績報告書を提出すること。
- (3) 補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書を提出すること。（様式は、任意とする。）
- (4) 地方自治法第199条第7項の規定により、市の監査委員が補助事業に係る出納その他について監査することがある。
- (5) 大府市補助金等交付規則の定めるところにより事業を行うこと。
- (6) 補助金は、補助事業実績報告書の提出日から、30日以内に支払う。

年 月 日

大府市小規模保育事業所運営費補助金変更交付申請書

大府市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

大府市小規模保育事業所運営費補助金交付要綱第6条の規定により、補助事業の内容を下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 当初交付申請（決定）金額

金 円

内訳 延長保育事業 円
一時預かり事業 円

2 変更後交付申請金額

金 円

内訳 延長保育事業 円
一時預かり事業 円

3 補助事業の変更の内容

変更前

変更後

4 添付書類

- (1) 延長保育事業等補助金所要額調書（別紙5）
- (2) 別紙5付表
- (3) その他参考となる書類

第4号様式（第6条関係）

大府市小規模保育事業所運営費補助金変更交付決定通知書

大府市指令 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者名 様

大府市長

補助金交付決定額

(1) 交付決定額	金	円	
内訳	延長保育事業		円
	一時預かり事業		円
(2) 既交付決定額	金	円	
内訳	延長保育事業		円
	一時預かり事業		円
(3) 差引増減額	金	円	
内訳	延長保育事業		円
	一時預かり事業		円

ただし、 年 月 日付けによる大府市小規模保育事業所運営費補助金の変更交付申請に対して、次の条件を付して補助金を交付する。

1 条件

- (1) 総事業費が、交付基準額を下回った場合には、返還を命ずることがある。
- (2) 補助事業に関する帳簿等を整備し、完了等の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

2 注意事項

- (1) 申請内容等を変更する場合は、変更交付申請書を提出すること。
- (2) 事業が完了したときは、速やかに大府市小規模保育事業所運営費補助金実績報告書を提出すること。
- (3) 補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書を提出すること。（様式は、任意とする。）
- (4) 地方自治法第199条第7項の規定により、市の監査委員が補助事業に係る出納その他について監査することがある。
- (5) 大府市補助金等交付規則の定めるところにより事業を行うこと。

第5号様式（第8条関係）

大府市小規模保育事業所運営費補助金実績報告書

年 月 日	
大府市長 殿	
所在地 団体名 代表者氏名	
年 月 日付け大府市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた 補助事業が完了しましたので、次のとおり報告します。	
施行場所	
施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
1 事業実績及び効果	
(1) 補助金交付決定金額 金 円	
内訳 延長保育事業 円	
一時預かり事業 円	
(2) 補助金受入済額 金 円	
内訳 延長保育事業 円	
一時預かり事業 円	
(3) 補助金精算額 金 円	
内訳 延長保育事業 円	
一時預かり事業 円	
2 添付書類	
(1) 延長保育事業等補助金実績調書（別紙6）	
(2) 別紙6付表	
(3) その他参考となる書類	